

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月24日
【会社名】	ネオス株式会社
【英訳名】	Neos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地 1
【電話番号】	03 - 5209 - 1590 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長 中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年4月24日開催の当社取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社カメラシステム（以下「カメラシステム」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う決議をし、同日付で合併契約を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社カメラシステム
住所	東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館11F
代表者の氏名	代表取締役社長 榎 宏太郎
資本金の額	15百万円（平成25年2月期）
事業の内容	システム開発、システムコンサルティング

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	400個
異動後	- 個（本合併により消滅予定）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%
異動後	- %（本合併により消滅予定）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本合併により、カメラシステムが消滅することによるものであります。

異動の年月日

平成25年6月1日(予定)（本合併の効力発生日）

2. 本合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 本合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社カメラシステム
本店の所在地	東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館11F
代表者の氏名	代表取締役社長 榎 宏太郎
資本金の額	15百万円（平成25年2月期）
純資産の額	65百万円（平成25年2月期）
総資産の額	83百万円（平成25年2月期）
事業の内容	システム開発、システムコンサルティング

（注）本合併の効力発生日は平成25年6月1日を予定しています。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
売上高（百万円）	115	151	131
営業利益（百万円）	16	36	26
経常利益（百万円）	16	36	26
当期純利益（百万円）	8	21	15

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ネオス株式会社	100

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はカメラシステムの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役2名が同社の取締役を兼務しております。
取引関係	当社との間で売買契約、不動産賃貸借契約、業務委託契約等の取引があります。

(2) 本合併の目的

当社グループにおける経営資源の集中と効率化を図ることを目的に、当社グループにおいてシステムの開発、コンサルティングを行っているカメラシステムを当社に吸収合併いたします。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

本合併の方法

当社を存続会社、カメラシステムを消滅会社とする吸収合併方式で、カメラシステムは解散します。
なお、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく簡易吸収合併の手続きにより、カメラシステムは、会社法第784条第1項に基づき、株主総会の承認を得ることなく略式吸収合併の手続きにより、本合併を行う予定です。

本合併に係る割当ての内容（合併比率）

当社はカメラシステムの発行済株式の全てを保有しているため、本合併による当社の株式その他の金銭等の割当てはありません。

本合併消滅会社の新株予約権及び新株予約権社債に関する取り扱い
カメラシステムは、新株予約権を発行していません。

その他の本合併契約の内容

当社及びカメラシステムが平成25年4月24日に締結した合併契約の内容は、後記(6)「合併契約書」のとおりです。

- (4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠
該当事項はありません。

- (5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ネオス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 池田 昌史
資本金の額	950百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	携帯電話・インターネットに関するプラットフォーム開発、コンテンツサービスの提供、ウェブサイトの構築・運用、モバイルソリューションの提供

- (6) 合併契約書
合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書

ネオス株式会社（以下「甲」という）と株式会社カメラシステム（以下「乙」という）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併し（以下「本合併」という）、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

甲：商号 ネオス株式会社

住所 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1

(2) 吸収合併消滅会社

乙：商号 株式会社カメラシステム

住所 東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館11階

第3条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、平成25年6月1日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、甲が乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第5条（資本金及び準備金の額等）

甲が、本合併により増加する資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 0円

(3) 利益準備金の額 0円

第6条（合併承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本契約について同法第783条第1項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成25年4月24日

甲 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
ネオス株式会社
代表取締役 池田 昌史

乙 東京都千代田区神田須田町1-23-1
住友不動産神田ビル2号館11階
株式会社カメラシステム
代表取締役 椿 宏太郎